

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飯塚市は、長崎街道の宿場町、筑豊炭田時代の中心地などの歴史的な変遷を背景に、福岡県央地域の中心都市であるとともに、九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学という3つの大学を有する文化性・創造性を備えた情報産業都市、学園都市として位置づけられている。

本市の人口は129,146人(2015年)で、1995年の140,463人をピークに減少傾向にあり、2040年には104,962人と予測されている。なお、本市の人口は全国の総人口の概ね0.1%で推移している。本市の高齢化率は約29%(2015年)で、全国の高齢化率の約27%(同年)を上回っている(※1)。

産業構造を見ると、市内総生産の割合は総じて第3次産業の割合が高く、その中でも「保健衛生・社会事業」が市内総生産の約15%(福岡県の同分野の割合は約9%)と突出している。他方、市内総生産における「鉱工業」は約12%で、福岡県の「鉱工業」の約15%に比べて低く、ものづくり産業の規模は相対的に高くはない(※2)。製造品出荷額は約1,574億円(2014年)で、東日本大震災が発生した2011年の約1,005億円からは回復傾向にあるものの、2005年時の約1,785億円に比して約12%減少している(※3)。商業(卸売業・小売業)の年間消費販売額も、2004年時の約1,423億円から2014年には約931億円と約35%も落ち込んでいる(※4)。

また、2017年に飯塚市内全事業所を対象に行ったアンケート調査によれば(※5)、「人材の確保・育成」を経営上の課題と回答した中小企業者が全体の53.1%と最も多く、次いで、「販売先の確保・開拓」、「価格競争による収益率の低下」、「設備投資等における資金調達」の順となっており、これら諸課題に対する解決策を講じていくことが求められている。

こうした中、本市では新産業創出の長期的な展望を描いた「e-ZUKA トライバレー構想」(2002年)の流れを汲みつつ、2016年4月に施行した飯塚市中小企業振興基本条例に基づき、「飯塚市産業振興ビジョン」を策定。本ビジョンでは「挑戦するヒトと共に未来を創る」をコンセプトとして掲げており、「飯塚を担うヒトづくり」、「成長する会社づくり」、「新しい会社づくり」の3つの戦略を柱として、市内中小企業の競争力強化を含む包括的な産業振興の実現を図っているところである。

※1 人口及び高齢化率は国勢調査より。人口予測の数値は国立社会保障・人口問題研究所より。

※2 福岡県「市町村経済計算」より。

※3 経済産業省「工業統計」より。

※4 経済産業省「商業統計」より。

※5 「飯塚市事業所実態調査 調査結果レポート」より。

## (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、福岡県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、福岡県筑豊地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

飯塚市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済と雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

飯塚市の産業は、市内の各工業団地をはじめ、中心市街地、山間部など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、飯塚市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

飯塚市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済と雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。